

証券コード 7317
2022年6月14日

株主各位

福井県大野市鍬掛第20号1番地2
株式会社松屋アールアンドディ
代表取締役社長CEO 後藤秀隆

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第40回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

当社は会場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じておりますが、株主様におかれましては、感染状況も踏まえて、ご来場について慎重にご検討くださいますようお願い申しあげます。

なお、緊急事態宣言が本株主総会当日に発令されている場合は、当日の体調にかかわらず、できる限りご来場をお控えくださいますようお願い申しあげます。

株主の皆様におかれましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するよう議決権行使書面を送付いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 福井市中央1丁目2番1号 ハピリン 3階ハピリンホール

3. 目的事項

- 報告事項
- 第40期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第40期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 定款の一部変更の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類並びに計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.matsuyard.co.jp/>) に掲載させていただきます。

事業報告

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

① 全般的状況

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染収束が見通せない中、原材料価格の高騰による企業収益や個人消費への影響が顕在化しつつあるなど、先行きは不透明な状況で推移しました。

このような状況の中、縫製自動機事業においては、欧州など海外からの自動化に関する問い合わせが徐々に増えており、新型コロナウイルス感染症に対する規制がある中でも営業活動を進めてまいりました。また、自社においてエアバッグ用の縫製自動機の開発、トレーサビリティに優れた生産管理システムなど新しい商品開発のほか、オムロン株式会社との3D縫製ロボットの共同開発を開始するなど開発活動に力を入れてまいりました。

また、縫製品事業においては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、主要生産拠点であるベトナム子会社において、現地での感染対策規制による外出制限などにより工場の稼働率が大きく制限されるなど大きな影響を受けました。規制解除後は工場の稼働率が通常に戻り順調に業績が推移しました。

特に血圧計腕帯については、健康志向を背景に受注が好調に推移しました。カーシート及びエアバッグについては、ベトナムにおける感染対策規制の影響を受けたほか、主要取引先の工場稼働停止などの影響も受けたものの、概ね前年並みの受注を確保することができました。そのほか、アイソレーションガウンに関しては、前年度のような特需として厚生労働省からの大口の公募案件がなかったため、当年度においては受注が減少しました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高5,640,337千円（前年同期比22.4%減）、営業利益355,174千円（同57.6%減）、経常利益408,678千円（同50.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は165,297千円（同70.9%減）となりました。

② 事業部門別状況

A) 縫製自動機事業部門

縫製自動機事業につきましては、医療機器関連の大型自動機のほか、海外のエアバッグ工場向けの製品販売の他、部品の販売が中心となりました。なお、Matsuya R&D (Vietnam) Co.,Ltd.のイノベーションセンターにおいては、次世代エアバッグ製造用システム製作を目的として部材購入や新たな技術者の採用による人件費が増加しました。

以上の結果、売上高は315,082千円（前年同期比42.0%減）となり、セグメント損失は113,499千円になりました。

B) 縫製品事業部門

縫製品事業につきましては、血圧計腕帯につきましては、健康志向を背景に継続して受注が増加しました。また、カーシート及びエアバッグにつきましては、ベトナムにおけるコロナ対策規制の影響を受けたものの、10月中旬以降、受注は回復傾向となりました。そのほか、アイソレーションガウンについて、前年度のような厚生労働省からの大口の公募案件がなかったことにより、受注が減少しました。

以上の結果、売上高は5,325,254千円（前年同期比20.8%減）、セグメント利益は815,519千円（同28.4%減）となりました。

事業の部門別売上高

事業別	売上高	構成比
縫製自動機事業	315,082千円	5.6%
縫製品事業	5,325,254千円	94.4%
合計	5,640,337千円	100.0%

（2）設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、総額571,062千円であり、その主なものは、連結子会社であるMatsuya R&D (Vietnam) Co.,Ltd.においての新工場建設や生産能力の増強を目的とした製造設備投資、当社における本社工場の改修工事などであります。

（3）資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資及び運転資金は、自己資金及び金融機関からの借入金によりまかなっております。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルスの感染拡大が継続している中、当業界におきましても依然として先行き不透明な状況が続くものと思われます。

このような環境の中、当社グループは、以下の経営理念のもと、長年培ってきた開発力・技術力を基盤として、優れた品質の製品を安定供給することにより、顧客満足度の向上を図るとともに、取引先・協力会社・地域社会・投資家の皆様方と従業員からの信頼と期待に応えられる企業を目指してまいります。

[経営理念]

Safety & Medical Healthcareを通して科学技術の向上を図り人類に貢献する。

上記の経営理念をもとに当社としましては、人々の健康志向に対する関心や健康器具への需要は高まっており、縫製機器の自動化が日々進化していく中で、裁断から縫製までの工程を揃える最先端の技術と特許を生かした製品を提供し、顧客の生産力向上に貢献できることと考えております。

当社は事業環境の変化に柔軟に対応し、事業基盤を一層拡大していくため、以下の課題に取り組んでまいります。

① 研究開発力の強化

当社グループ各事業の持続的発展のためには、技術競争力に裏打ちされた様々な研究開発が必須であります。当社グループが縫製品の自動化に携わること30年以上、様々な顧客（メーカー等）のニーズに対応するべく、3D縫製用の双腕ロボットによる縫製自動機、エアバッグ用2ヘッド自動縫製ステーション及びエアバッグ用新型リニア式レーザー裁断機等の高い水準の技術及び知識の蓄積を行ってきました。これまで培った技術競争力を活かすとともに、新たに設置したMATSUYA INNOVATION CENTER (MIC) が中心となって自動化、省力化のための縫製技術を備えた製品開発を推し進め、さらには次世代技術（AI搭載の縫製自動機等）の研究開発も進めてまいります。

② 生産体制・生産能力の強化

当社グループの属する市場は日々変化しております。こうした市場環境の変化に柔軟に対応した製品を常に供給できるよう、開発パートナーの開拓と協力関係の強化や、積極的な採用活動と社内教育体制の強化などを行い、生産体制の構築・強化を進めてまいります。また、製造工程における新たな縫製自動機などの導入も順次検討し、更なる生産能力の強化を図ってまいります。

③ 品質の向上

当社グループが掲げている経営理念「Safety & Medical Healthcareを通して科学技術の向上を図り人類に貢献する。」のもと、当社グループによって生産された製品は最終ユーザーである個人の人命に係わる製品が多くあります。

現在ISO9001及びIATF16949を取得し、品質の管理・徹底を継続的に図っておりますが、今後は更なる製品品質の向上と顧客満足度の向上を保証する品質管理体制の強化を継続するとともに、当社グループ各部門の連携をより強化することで、当社グループ全体の品質レベルを向上してまいります。

④ 新しい販路及び取引先の拡大

当社グループは、これまで特定の取引先との取引の依存度が高い状態にありました。当該状況を解消すべく取引先の増加に取り組んでまいりました。その結果、一定の成果を得るに至りましたが、更なる基盤の構築に向けて新規案件・新規顧客を獲得していくことが課題と認識しております。そのため、当社グループでは、既存取引先との取引拡大に加え、人材採用・育成体制の整備等により営業体制の強化を進め、新しい販路の開拓等、様々な取引先増加に向けた施策を実行してまいります。

⑤ 営業力の強化

日々変化する市場環境に対応するために、適切な判断と迅速な行動を兼ね備えた営業力の強化が必要であると考えております。今後、海外市場で大きな需要が見込まれることから、優秀な人材の継続的な採用活動を行うとともに、社内教育・育成を進め、海外での営業力の強化にも努めてまいります。

⑥ 収益力の強化

収益力の強化のためには、各種コストの低減が重要課題の一つと認識しており、最適な調達体制・生産体制を構築する必要があります。そのために、生産技術力の向上による生産効率の良い生産体制を構築し、各種コストの低減に取り組んでまいります。

⑦ 人材確保・育成

現在、当社グループの保有する生産技術を次の世代に確実に継承するだけでなく、今後の当社グループの事業の中核を担う人材の確保と育成が急務であると考えております。それに合わせて、従業員の実績を適切に評価できる人事評価体制を整備し、経営環境の変化に対応できる人材教育体制の構築に取り組んでまいります。

⑧ 財務基盤の改善

当社グループは、事業の拡大に伴う設備投資資金を、主として金融機関からの借入により調達してきたことから、有利子負債が増加傾向にあります。このため、経営基盤の強化を図るべく、財務体質の改善が急務であると認識しておりますが、有利子負債の圧縮と自己資本比率の向上に努めることで、より健全性の高い企業経営を目指してまいります。

⑨ 内部管理体制の強化

当社グループは、企業価値向上のためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であると考えております。

このため、会社法、金融商品取引法及びその他法令を遵守するコンプライアンス体制を継続して強化していくとともに、内部牽制が機能する管理体制を構築することで、株主や取引先など、すべてのステークホルダーの信頼に応える組織を目指してまいります。

また、これらの管理体制を継続的に維持するため、毎年全役職員を対象にコンプライアンス研修を実施してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	第38期	第39期	第40期
	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期 (当連結会計年度)
売上高(千円)	8,631,168	7,269,855	5,640,337
経常利益(千円)	380,826	830,907	408,678
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	223,041	568,581	165,297
1株当たり当期純利益(円)	49.56	109.83	31.42
総資産(千円)	5,054,022	6,204,553	6,889,184
純資産(千円)	2,002,527	2,800,275	3,237,707

(注) 1. 第38期(2020年3月期)より連結計算書類を作成しているため、第37期(2019年3月期)については記載しておりません。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第40期の期首から適用しており、第39期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

3. 当社は2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
「1株当たり当期純利益」は第38期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分	第37期	第38期	第39期	第40期
	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期 (当事業年度)
売上高(千円)	2,239,178	2,324,725	3,935,271	2,449,090
経常利益(千円)	57,005	77,740	672,700	30,830
当期純利益(△純損失)(千円)	41,745	20,382	469,484	△4,151
1株当たり当期純利益(△純損失)(円)	18.55	4.53	90.69	△0.79
総資産(千円)	1,716,328	1,902,086	3,139,710	3,061,771
純資産(千円)	546,834	567,217	1,328,279	1,341,635

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第40期の期首から適用しており、第39期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

2. 当社は2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
「1株当たり当期純利益」は第38期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率 (%)	主要な事業内容
瑪茨雅商貿（上海）有限公司	1 百萬元	100.0	縫製自動機の販売等
Matsuya R&D (Vietnam) Co., Ltd.	百万ドン 94,456	100.0	血圧計腕帯の製造・販売 カーシートカバーの製造・販売 エアバッグの製造・販売 その他製品の製造・販売
Matsuya R&D (Myanmar) Co., Ltd.	217 万米ドル	100.0	血圧計腕帯の製造
タカハター株式会社	1 百万円	100.0	カーシートカバーの製造・販売

(7) 主要な事業内容

セグメントの名称	主 要 製 品
縫 製 自 動 機 事 業	縫製自動機の開発・製造・販売等
縫 製 品 事 業	血圧計腕帯の製造・販売 カーシートカバーの製造・販売 エアバッグの製造・販売 その他製品の製造・販売

(8) 主要な営業所及び工場

当 社	本 社	株式会社松屋アールアンドディ（福井県大野市）
	事 務 所	株式会社松屋アールアンドディ（福井県福井市）
子 会 社	日 本	タカハター株式会社（宮城県栗原市）
	海 外	瑪茨雅商貿（上海）有限公司（中華人民共和国上海市）
		Matsuya R&D (Vietnam) Co., Ltd.（ベトナム社会主義共和国ドンナイ省）
		Matsuya R&D (Myanmar) Co., Ltd.（ミャンマー連邦共和国ヤンゴン市）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,442名	20名増

(注) 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（嘱託社員及びパートタイマーを含み、人材会社からの派遣社員を除く。）は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
39名	5名増	46.4歳	11.3年

(注) 従業員数には、使用人兼務取締役及び臨時従業員（パートタイマー、嘱託社員）は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	700,000 千円
株式会社七十七銀行	275,000 千円
株式会社北陸銀行	123,364 千円
株式会社三菱UFJ銀行	100,000 千円
株式会社みずほ銀行	100,000 千円

(注) 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。当期末における貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 3,880,000千円

借入実行残高 1,240,000千円

差引額 2,640,000千円

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 18,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 普通株式 5,275,222株 (自己株式178株を除く。)
 (3) 株主数 1,774名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
後藤 倫啓	900,000 株	17.06 %
後藤 匡啓	900,000 株	17.06 %
後藤 秀隆	500,000 株	9.48 %
オムロンヘルスケア株式会社	500,000 株	9.48 %
ゴトウホールディング株式会社	500,000 株	9.48 %
前田工織株式会社	200,000 株	3.79 %
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	181,900 株	3.45 %
栗本英有	100,000 株	1.90 %
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	96,514 株	1.83 %
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	85,896 株	1.63 %

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役人に交付した株式の状況

当社は、当社の取締役（社外取締役を含む。）に当社の企業価値向上の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

- ・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数 (株)	交付対象者数 (人)
取締役（社外取締役を除く）	600	2
社外取締役	100	1
監査役	—	—

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権
発行決議日		2019年3月28日
新株予約権の数		320個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 32,000 株 (新株予約権1個につき 100 株)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1個当たり85,000円 (1株当たり850円)
行使の条件		(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、又は当社取締役会にてその他正当な理由があると承認した場合は、この限りではない。 (2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場している場合に限り行使できるものとする。 (3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。 (4) その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の行使期間		2021年3月29日から 2029年3月28日
役員の保有状況	取締役	新株予約権の数 180個 目的となる株式数 18,000株 保有者数 2名
	社外取締役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名
	監査役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名

(注) 2021年9月3日開催の取締役会決議により、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。これにより新株予約権の目的となる株式の数が16,000株から32,000株に変更になっております。また、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額も1個当たり170,000円から85,000円に変更になっております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
後 藤 秀 隆	代 表 取 締 役 社 長 C E O	瑪茨雅商貿（上海）有限公司 董事長 Matsuya R&D (Vietnam) Co.,Ltd. 会長 Matsuya R&D (Myanmar) Co.,Ltd. 代表取締役 タカハター株式会社 代表取締役社長
中 野 雅 史	代 表 取 締 役 副 社 長 C O O	
松 川 浩 一	常 務 取 締 役 C F O 経 営 管 理 部 長	タカハター株式会社 取締役
佐々木 豊	取 締 役	株式会社ビザライト 代表取締役 株式会社ビザライトワークス 代表取締役 株式会社ピースリー 社外取締役（監査等委員） 株式会社ブーリアン 社外取締役
田 中 正 一	常 勤 監 査 役	
錦 見 光 弘	監 査 役	錦見光弘公認会計士事務所 代表 株式会社セントウルコンセプト 代表取締役 株式会社イートアンドホールディングス 社外取締役（監査等委員） Matsuya R&D (Vietnam) Co.,Ltd. 監査役
漆 間 圭 吾	監 査 役	九頭竜法律事務所

- (注) 1. 取締役 佐々木豊氏は社外取締役、監査役 田中正一氏、錦見光弘氏及び漆間圭吾氏は、社外監査役であります。
2. 当社は、取締役 佐々木豊氏、監査役 田中正一氏、錦見光弘氏及び漆間圭吾氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 社外監査役田中正一氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
4. 社外監査役錦見光弘氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
5. 社外監査役漆間圭吾氏は、弁護士としての資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有する者であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）及び監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役であるものを除く。）及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社及び当社のすべての子会社の取締役及び監査役

② 保険契約の内容の概要

被保険者が①の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補償するものです。ただし、法令違反であることを認識して行った行為の場合等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、役位、キャリア、経営責任の度合い等に基づき、代表取締役社長CEO後藤秀隆が原案を提出し、社外取締役及び社外監査役による意見を踏まえた上で取締役会において決定しております。取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客觀性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役及び監査役の年額報酬総額の限度額は、2015年11月27日開催の臨時株主総会において、取締役は年額200百万円以内（うち社外取締役30百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役においては年額30百万円以内と決議いただいております。

当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は4名、監査役の員数は1名であります。

また、上記報酬枠とは別枠で、2021年6月29日開催の定時株主総会において、取締役に対する株式報酬の総額を年額30百万円以内（うち社外取締役5百万円以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名、監査役の員数は3名であります。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	譲渡制限付株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	92,244千円 (5,557千円)	91,890千円 (5,400千円)	－千円 (－千円)	354千円 (157千円)	7名 (1名)
監査役 (うち社外監査役)	11,040千円 (11,040千円)	11,040千円 (11,040千円)	－千円 (－千円)	－千円 (－千円)	3名 (3名)
合 計	103,284千円 (16,597千円)	102,930千円 (16,440千円)	－千円 (－千円)	354千円 (157千円)	10名 (4名)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 上記報酬金額には、2021年6月29日開催の第39回（2021年3月期）定時株主総会終結の時をもつて退任した取締役3名の報酬を含んでおります。
 3. 非金銭報酬等として取締役に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は「2. 会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

「4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。
 なお、当社との間に特記すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

i 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

氏 名	地 位	取 締 役 会 出 席	主 な 活 動 状 況
佐々木 豊	社外取締役	取締役会 20回中20回	企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かすとともに、グローバル経営の視点から経営全般にわたり意見を述べるなど、種々発言を行っております。
田中 正一	社外監査役	取締役会 20回中20回 監査役会 15回中15回	出身分野である金融機関を通じて培った知識・見地から、有益な発言を適宜行っております。
錦見 光弘	社外監査役	取締役会 20回中20回 監査役会 15回中15回	公認会計士として培ってきた豊富な経験、見地から、取締役会及び監査役会において有益な発言を適宜行っています。
漆間 圭吾	社外監査役	取締役会 20回中20回 監査役会 15回中15回	弁護士としての専門的知識に基づき、取締役会及び監査役会において有益な発言を適宜行っています。

ii 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役である佐々木豊氏は、複数の企業の代表取締役や社外取締役を務めており、これまでの実績を踏まえた経営的視点から助言、発言等を行っております。同氏は取締役会において契約締結議案での留意点に関する発言や予算基本方針議案において投資家目線での予算作成の重要性を説明するなど、経験豊富な経営者としての見地から企業価値向上に貢献しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(注) 有限責任監査法人トーマツは、2021年6月29日開催の第39期定時株主総会終結の時をもって任期満了により会計監査人を退任いたしました。また、同株主総会で新たに三優監査法人が会計監査人に選任され就任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

23,400千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

23,400千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 2. 取締役会が提案した会計監査人に対する報酬に関して、会社法第399条第1項の規定に基づき監査役会にて審議いたしました。その結果、監査内容に対して、提案された報酬水準が監査品質の維持に問題ない金額であること等を確認し、総合的に判断のうえ同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

① 会計監査人が会社法第340条第1項の各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

② 会計監査人が会社法第337条第3項に定める欠格事由に該当するなど、当社の会計監査人としての資格が欠如する場合や、業務執行状況その他諸般の事情を総合的に勘案して再任しないことが適切であると判断した場合には、監査役会は監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

① 職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況

当社グループは事業活動における法令・企業倫理・社内規則等を遵守し、併せて企業不祥事の撲滅を目指すため、当社グループ全体でコンプライアンス体制を構築しております。また、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しており、業務全般について、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行手続き及び内容の妥当性等について定期的に内部監査を実施し、代表取締役社長に対してその報告を行っております。さらに、内部通報制度（ホットライン）を設け、公益通報者保護法への対応と企業不祥事の未然防止に取り組んでおります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は文書管理規程に基づき、文書事務の組織的かつ効率的な運営を図っております。また、取締役は取締役会議事録、株主総会議事録、稟議書など取締役の職務の執行に係る重要文書を、文書管理規程の定めるところに従い、適切に保存し、かつ管理しております。

③ 損失の危険に関する規程その他の体制

当社グループでは経済的損失、事業の中断・停止、信用・ブランドイメージの失墜をもたらし、当社の経営理念、経営目標、経営戦略の達成を阻害する様々なリスクについて、「リスク管理規程」を制定し、各事業部及び子会社から洗い出されたリスクについて、適宜報告を受ける体制を整備しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況

当社取締役会を原則として月1回開催し、意思決定の迅速化、機動的経営の実行を図るべく、重要事項の決定を行っております。なお、当社グループ全体の事業年度計画を策定するとともに、組織、職務、権限等の規則を整備し、効率的な業務執行が行われるように努めています。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

関係会社についても、当社グループ全体でコンプライアンス体制を構築し、その徹底を図っております。また、関係会社の業務の適正を判断するため、「関係会社管理規程」を定めており、全般的な管理方針及び諸手続、指導、育成、協力を促進して、企業グループとしてその健全な発展と経営効率の向上を図り、適正な業務の運営を維持します。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項並びにその使用人の他の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役会が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くことができます。なお、その使用人が監査業務の補助を行う場合は、指揮・命令・監督権は監査役会に移譲されたものとし、他の取締役からの独立性を確保いたします。
- ⑦ 当社グループの役員及び使用人が監査役会に報告をするための体制及び当該報告をしたこと的理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループの役員及び使用人は、監査役の求めに応じて、隨時その職務の執行状況その他に関する報告を行い、法令、定款及び社内規程、その他重要な倫理に違反したと認められる行為を発見した場合には、当社ホットライン等内部通報制度を通じて、監査役に報告します。なお、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底しております。
- ⑧ その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、取締役会に出席するとともに、取締役からの職務執行状況の報告聴取、現業部門等への往査、関係会社への訪問調査など厳正に監査を実施いたします。また、代表取締役社長と定期的に意見交換会を開催いたします。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制
当社グループは、「反社会的勢力対応に関する基本方針」において、公正で健全な経営及び事業活動を行うため、いかなる場合においても、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、断固として反社会的勢力との関係を遮断し、排除することを定めております。また、反社会的勢力から不当な要求が発生した場合には、代表取締役社長以下組織全体として対応するとともに、所轄警察・警視庁管内特殊暴力防止対策連合会・顧問弁護士等の外部専門機関と連携を図り、毅然とした対応を行ってまいります。

⑩ 財務報告の適正性を確保するための体制

当社グループは、「出資者・資金提供者の理解と支持」の行動規範の下、子会社を含めグループ一丸となって、財務報告の適正性を確保するため、財務報告に係わる内部統制の体制整備と強化を図っております。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況については下記のとおりとなります。

i 取締役会の職務執行

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則として月1回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、社外取締役1名を選任し、取締役会における当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。

なお、当事業年度においては、取締役会を20回開催しております。

ii 監査役会の監査

監査役会を構成する3名の監査役は、取締役会に出席するとともに、取締役からの職務執行状況の報告聴取、現業部門等への往査、関係会社への訪問調査などを実施し、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査担当者及び会計監査人と緊密な連携を取り、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

iii コンプライアンス体制の強化・推進

当社は、コンプライアンス規程に基づき、国内外法令及び社内規程を遵守し、社内規範を尊重した節度と良識ある行動を徹底させることを目的に、コンプライアンス委員会を原則として四半期に1回開催し、コンプライアンスに係る重要事項を審議しております。また、内部通報制度（ホットライン）を設け、公益通報者保護法への対応と企業不祥事の未然防止に取り組んでおります。

iv 内部監査室の監査

内部監査室は、当社各部署及び当社グループ各社が、業務全般について、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行手続き及び内容の妥当性等について、書類の閲覧及びヒアリング等を通じて監査を実施しております。内部監査室はこれらの監査結果について、取締役会において報告を行っております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして位置づけており、株主総会を決定機関として年1回の期末配当を基本方針としております。また、取締役会決議により、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

- ① 当期の期末配当金につきましては、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない経営環境でもあり、1株当たりの年間配当金を5円とさせていただきたいと存じます。
- ② 内部留保につきましては、当社は、引き続き成長期にあるとの認識から、内部留保を充実させ、成長分野への投資等に有効活用し、企業価値を高めることを最優先とすることを基本方針としております。
- ③ 自己株式の処分・活用につきましては、当社成長発展のためのより良い資本政策を検討し、時宜にかなった決定をしてまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,540,518	流 動 負 債	3,188,936
現 金 及 び 預 金	1,492,481	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	663,266
受 取 手 形	7,113	短 期 借 入 金	1,300,000
売 掛 金	1,339,612	1年内返済予定の長期借入金	37,032
契 約 資 産	21,252	リ 一 ス 債 務	226,154
商 品 及 び 製 品	760,416	未 払 金	784,310
仕 掛 品	616,249	未 払 法 人 税 等	58,020
原 材 料 及 び 貯 藏 品	1,167,433	契 約 負 債	30,034
そ の 他	135,957	賞 与 引 当 金	32,817
固 定 資 産	1,348,665	受 注 損 失 引 当 金	11,530
有 形 固 定 資 産	1,186,062	そ の 他	45,769
建 物 及 び 構 築 物	190,137	固 定 負 債	462,539
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	65,331	長 期 借 入 金	48,572
土 地	115,622	退 職 給 付 に 係 る 負 債	108,228
リ 一 ス 資 産	84,922	リ 一 ス 債 務	196,889
使 用 権 資 産	293,255	繰 延 税 金 負 債	44,719
建 設 仮 勘 定	404,627	そ の 他	64,130
そ の 他	32,164	負 債 合 計	3,651,476
無 形 固 定 資 産	4,840	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	157,763	株 主 資 本	3,171,957
繰 延 税 金 資 産	57,814	資 本 金	305,619
そ の 他	99,948	資 本 剰 余 金	197,971
		利 益 剰 余 金	2,668,845
		自 己 株 式	△479
		その他の包括利益累計額	65,750
		為 替 換 算 調 整 勘 定	65,750
		純 資 産 合 計	3,237,707
資 産 合 計	6,889,184	負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,889,184

連結損益計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	5,640,337
売 上 原 価	4,452,931
売 上 総 利 益	1,187,405
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	832,231
營 業 利 益	355,174
營 業 外 収 益	
受 取 利 息	553
受 取 配 当 金	0
補 助 金 収 入	18,755
為 替 差 益	73,951
そ の 他	3,357
營 業 外 費 用	96,619
支 払 利 息	41,760
そ の 他	1,354
經 常 利 益	408,678
特 別 損 失	
新型コロナウイルス感染症対応による損失	85,521
減 損 損 失	31,269
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	291,887
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	106,363
法 人 税 等 調 整 額	20,227
当 期 純 利 益	165,297
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	165,297

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
2021年4月1日 残高	270,882	163,233	2,554,212	△479
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	1,303	—
会計方針の変更を反映した当期首残高	270,882	163,233	2,555,516	△479
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	34,737	34,737	—	—
剰余金の配当	—	—	△51,968	—
親会社株主に帰属する当期純利益			165,297	—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)			—	—
連結会計年度中の変動額合計	34,737	34,737	113,329	
2022年3月31日 残高	305,619	197,971	2,668,845	△479

	株主資本	その他の包括利益累計額		純資産合計
	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
2021年4月1日 残高	2,987,848	△188,877	△188,877	2,798,971
会計方針の変更による累積的影響額	1,303	—	—	1,303
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,989,152	△188,877	△188,877	2,800,275
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	69,475	—	—	69,475
剰余金の配当	△51,968	—	—	△51,968
親会社株主に帰属する当期純利益	165,297			165,297
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	254,627	254,627	254,627
連結会計年度中の変動額合計	182,804	254,627	254,627	437,432
2022年3月31日 残高	3,171,957	65,750	65,750	3,237,707

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

Matsuya R&D (Vietnam) Co.,Ltd.

瑪茨雅商貿（上海）有限公司

Matsuya R&D (Myanmar) Co.,Ltd.

タカハター株式会社

② 連結子会社の事業年度等に関する事項

会社名	決算日
Matsuya R&D (Vietnam) Co.,Ltd.	12月31日* 1
瑪茨雅商貿（上海）有限公司	12月31日* 2
Matsuya R&D (Myanmar) Co.,Ltd.	3月31日
タカハター株式会社	3月31日

* 1：連結決算日現在で仮決算を実施しております。

* 2：連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整が行われております。

(2) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

i 商品・原材料・貯蔵品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

なお、商品及び原材料の一部については先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

ii 製品・仕掛品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

なお、製品及び仕掛品の一部については、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

i 有形固定資産（リース資産・使用権資産を除く）

主として当社及び国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は定額法を採用しております。ただし、当社及び国内連結子会社における1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

機械装置及び運搬具 2～12年

ii 無形固定資産（リース資産・使用権資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

iii リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

iv 使用権資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、在外連結子会社については、国際財務報告基準に基づき計算書類を作成しておりますが、IFRS第16号「リース」を適用しております。これにより、リースの借手については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しております。

③ 重要な引当金の計上基準

i 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ii 受注損失引当金

受注契約に係る案件のうち、当連結会計年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失を合理的に見積もることが可能なものについて、将来の損失に備えるため、その損失見積額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

i 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

ii 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する時点）は以下のとおりであります。

a 一時点で充足される履行義務

当社では、主に縫製品の販売及び縫製自動機の製造及び販売を行っております。このような商品及び製品の販売については顧客に商品及び製品を引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、出荷時から商品及び製品の支配が顧客に移転される期間が通常の期間である場合における商品及び製品の販売については、出荷時に収益を認識しております。

b 有償受給取引に係る収益認識

顧客から原材料等を仕入れ、加工を行ったうえで当該顧客に販売する有償受給取引において、原材料等の仕入価格を除いた対価の純額で収益を認識しております。

c 有償支給取引に係る収益認識

買い戻す義務を負っていない有償支給取引について、収益認識適用指針第104項及び第179項より、支給品の消滅を認識したうえで支給品の譲渡に係る収益を認識せず、「有償支給取引に係る負債」として負債を認識しております。

d 一定の期間にわたり充足される履行義務

顧客との契約により他に転用できない財又はサービスを提供する場合において、受注から検収までに長期間を要する場合には、財又はサービスの履行義務の充足に係る進捗度に応じて収益を認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した製造原価が、予想される製造原価の合計に占める割合に基づいて行っております。契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができませんが、発生費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。ただし、収益認識適用指針第95項及び第98項に定める代替的な取扱いを適用し、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

iii 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「収益認識に関する会計基準」等の適用

(1) 会計方針の変更の内容及び理由

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりであります。

① 有償受給取引に係る収益認識

顧客から原材料等を仕入れ、加工を行ったうえで当該顧客に販売する有償受給取引において、従来は顧客から受け取る原材料等の仕入価格を含めた対価の総額を収益として認識しておりましたが、原材料等の仕入価格を除いた対価の純額で収益を認識する方法に変更しております。

② 有償支給取引に係る収益認識

買い戻す義務を負っていない有償支給取引について、収益認識適用指針第104項及び第179項より、支給品の消滅を認識したうえで支給品の譲渡に係る収益を認識せず、「有償支給取引に係る負債」として負債を認識しております。

③ 一定の期間にわたり充足される履行義務

従来は、顧客との契約により他に転用できない財又はサービスを提供する場合において、顧客による検収の時点で収益を認識しておりましたが、受注から検収までに長期間を要する場合には、財又はサービスの履行義務の充足に係る進捗度に応じて収益を認識する方法に変更しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した製造原価が、予想される製造原価の合計に占める割合に基づいて行っております。契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができませんが、発生費用を回収することができる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。ただし、収益認識適用指針第95項及び第98項に定める代替的な取扱いを適用し、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

なお、当該会計方針の変更は遡及適用されております。

(2) 連結計算書類の主な項目に対する影響額

当連結会計年度の期首における利益剰余金が1,303千円増加しております。また、損益に与える影響は軽微であります。

(3) 会計方針の変更に伴う表示方法の変更

前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、「受取手形」「売掛金」及び「契約資産」にそれぞれ区分表示し、「流動負債」に表示していた「その他」は、当連結会計年度より「契約負債」及び「その他」にそれぞれ区分表示しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(「時価の算定に関する会計基準」等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとし、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、以下のとおりです。

・受注損失引当金及び一定期間にわたり計上する収益

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

受注損失引当金 11,530千円

履行義務の充足に係る進捗度に応じて認識する収益 175,851千円

(うち当連結会計年度期末時点において履行義務を完全に充足していない収益 30,832千円)

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では、縫製自動機事業においては、裁断・縫製工程を自動化し、省人化・省熟化を目的として縫製自動機の開発・製造・販売を行っており、顧客との間で多数の受注契約を締結しています。この中には、1件当たりの製造総原価が多額となり、かつ自動縫製技術等に関連した新たな設計、製造方法及び特殊な調整を必要とする場合には個別性が強く製造総原価の見積りに高度な判断を伴う案件が存在します。

「1. 連結計算書類の作成のための基礎となる重要な事項に関する注記等 (2)会計方針に関する事項」に記載のとおり、受注契約に係る案件のうち、当連結会計年度末時点で将来の損失発生が見込まれるものについて、個々の案件ごとに予想される製造原価の合計額が受注金額を上回る場合に、予想される製造原価の合計額から受注金額を控除して受注損失引当金を見積り計上しております。また、顧客との契約により他に転用できない財又はサービスを提供する場合において、受注から検収までに長期間を要する場合には、財又はサービスの履行義務の充足に係る進捗度に応じて収益を認識しており、当該履行義務の充足に係る進捗度は、当該案件において当連結会計年度末までに発生した製造原価が予想される製造原価の合計に占める割合により見積っております。

したがって、当連結会計年度末時点における受注損失引当金及び履行義務の充足に係る進捗度に応じて認識する収益のうち、当連結会計年度末時点において履行義務を完全に充足していない収益の金額は、予想される製造原価の合計額の見積りを基礎としているため、不確実性を伴います。

予想される製造原価の合計額は、当連結会計年度末までに実際に発生している製造原価に、当連結会計年度以降に追加で発生すると見込まれる追加原価を加えて見積もられますが、当社における追加原価の見積りには、主として以下の仮定が含まれております。

- i 個々の案件ごとに、連結会計年度末日の翌日から縫製自動機の検収が完了するまでに必要な材料費、外注費及び労務費を見積っております。なお、労務費については、個々の案件ごとに追加で必要な作業時間を見積もり、当該作業時間に時間当たりの労務費単価を乗じる方法によっております。
- ii 個々の案件ごとに仕様変更や設置場所の変更等が見込まれる場合には、当連結会計年度末時点において入手しうる最善の情報に基づき必要な調整を行っております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当連結会計年度以降に追加で発生すると見込まれる追加原価の見積りは、当連結会計年度末時点において入手しうる最善の情報に基づいておりますが、当連結会計年度末時点における想定を超えて縫製自動機の開発・製造に時間を要し作業時間が大幅に増加した場合や、開発・製造の過程で発見された不具合を修正するために仕様変更等が必要となり、追加で多額の材料費や外注費等が発生した場合などには、翌連結会計年度の受注損失引当金及び履行義務の充足に係る進捗度に応じて認識する収益の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期を正確に予測することは困難な状況にありますが、当連結会計年度以降も一定期間にわたり感染拡大の影響が継続するものの、当社グループの事業活動に与える影響は限定的であると仮定して、会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響はいまだ不確実な要素もあるため、状況に変化が生じた場合には、翌連結会計年度以降の当社グループの財政状態及び経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	48,664千円
---------	----------

② 担保に係る債務

短期借入金	150,000千円
-------	-----------

1年内返済予定の長期借入金	34,032千円
---------------	----------

長期借入金	26,572千円
-------	----------

計	210,604千円
---	-----------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

1,182,332千円

7. 連結損益計算書に関する注記

(減損損失)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額(千円)
福井県大野市	事業用資産	建物及び構築物 機械装置及び運搬具 その他有形固定資産 無形固定資産 合計	25,034 1,989 2,688 1,556 31,269

(1) 減損損失を認識するに至った理由

縫製自動機事業において、当初想定した収益が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(2) 資産のグルーピング方法

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、事業別の管理会計上の区分に従って資産のグルーピングを行っております。

(3) 回収可能価額の算定方法等

回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額は零としております。

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,275,400株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	51,968	20.00	2021年3月31日	2021年6月30日

(注) 1. 2021年6月29日定時株主総会による1株当たり配当額には、特別配当10.00円が含まれております。
2. 2021年10月1日を効力発生日として普通株式1株について2株の割合で株式分割を行っております。
「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	26,376	利益剰余金	5.00	2022年3月31日	2022年6月30日

(3) 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 123,600株

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等を中心とし、また、資金調達については銀行借入金による方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、すべてが1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されています。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

なお、当社は、デリバティブ取引は原則として行っておりません。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i 信用リスクの管理

営業債権については、顧客に対して与信限度額を定めるとともに、回収方法として前受金の取得を取り入れることなどでリスク対策を実施しております。また、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握しております。

ii 市場リスクの管理

外貨建ての営業債権債務については、為替リスク軽減のための為替予約を検討しているものの未だ実施には至っておりませんが、為替相場の継続的なモニタリングは実施しております。

iii 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき経営管理部財務課が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより管理しております。

iv 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場性がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金及び預金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 長期借入金 (1年内返済予定含む)	85,604	85,665	61
(2) リース債務 (1年内返済予定含む)	423,043	422,035	△1,008
負債計	508,647	507,700	△947

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品)

当連結会計年度(2022年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 長期借入金 (1年内返済予定含む)	—	85,665	—	85,665
(2) リース債務 (1年内返済予定含む)	—	422,035	—	422,035
負債計	—	507,700	—	507,700

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金、リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは縫製自動機事業及び縫製品事業を営んでおり、各事業における収益を、財又はサービスの種類別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	縫製自動機	縫製品	
売上高			
縫製自動機	315,082	—	315,082
腕帯	—	4,226,172	4,226,172
カーシート	—	874,279	874,279
エアバック	—	162,215	162,215
その他	—	62,587	62,587
外部顧客への売上高	315,082	5,325,254	5,640,337

各事業における財又はサービスの収益認識の時期別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	縫製自動機	縫製品	
売上高			
一時点で移転される財	139,231	5,325,254	5,464,486
一定期間にわたり移転される財	175,851	—	175,851
外部顧客への売上高	315,082	5,325,254	5,640,337

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (2) 会計方針に関する事項 ⑤その他の連結計算書類の作成のための重要な事項 ii 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度末において顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	1,987,560	1,346,726
契約資産	15,811	21,252
契約負債	23,763	30,034

②残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	613円76銭
1株当たり当期純利益	31円42銭

(注) 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行いました。

1株当たり情報の各金額は、当連結会計年度の期首に株式の分割をしたと仮定して算定しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,071,669	流 動 負 債	1,625,806
現 金 及 び 預 金	850,712	支 払 手 形	130,192
受 取 手 形	7,113	買 掛 金	187,847
売 掛 金	275,342	短 期 借 入 金	1,050,000
契 約 資 産	21,416	1年内返済予定の長期借入金	34,032
商 品 及 び 製 品	29,924	未 払 金	125,168
仕 掛 品	401,358	未 払 費 用	27,306
原 材 料 及 び 貯 藏 品	100,451	未 払 法 人 税 等	9,426
前 渡 金	26,330	契 約 負 債	30,034
前 払 費 用	11,488	預 り 金	4,046
短 期 貸 付 金	274,780	賞 与 引 当 金	15,505
未 収 入 金	70,274	受 注 損 失 引 当 金	11,530
そ の 他	2,478	そ の 他	716
固 定 資 産	990,101	固 定 負 債	94,328
有 形 固 定 資 産	58,662	長 期 借 入 金	26,572
建 構 物	48,998	退 職 給 付 引 当 金	67,422
機 械 装 置	700	そ の 他	333
車両 運 搬 具	3,988	負 債 合 計	1,720,135
工 具 器 具 備	1,888	(純 資 産 の 部)	
建 設 仮 勘 定	2,004	株 主 資 本	1,341,635
無 形 固 定 資 産	1,081	資 本 金	305,619
ソ フ ト ウ エ ア	1,577	資 本 剰 余 金	205,619
そ の 他	1,131	資 本 準 備 金	205,619
投 資 そ の 他 の 資 産	446	利 益 剰 余 金	830,875
関 係 会 社 株 式	929,861	利 益 準 備 金	6,250
関 係 会 社 出 資 金	118,836	そ の 他 利 益 剰 余 金	824,625
そ の 他	773,074	繰 越 利 益 剰 余 金	824,625
	37,950	自 己 株 式	△479
資 产 合 計	3,061,771	純 資 産 合 計	1,341,635
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,061,771

損益計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目		金 額
売 売	上 原 価	2,449,090
売 売	上 総 利 益	2,013,448
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		435,642
營 業 損 失		467,232
營 業 外 収 益		31,590
受 取 利 息		3,186
受 取 配 当 金		0
為 替 差 益		60,433
そ の 他		3,259
營 業 外 費 用		66,880
支 払 利 息		3,109
株 式 交 付 費		748
売 掛 債 権 譲 渡 損		375
そ の 他		224
經 常 利 益		4,458
特 別 損 失		30,830
減 損 損 失		31,269
税 引 前 当 期 純 損 失		438
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		4,533
過 年 度 法 人 税 等		2,414
法 人 税 等 調 整 額		△3,236
当 期 純 損 失		3,712
		4,151

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計
2021年4月1日残高	270,882	170,882	170,882	6,250	878,944	885,194
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	1,800	1,800
会計方針の変更を反映した当期首残高	270,882	170,882	170,882	6,250	880,745	886,995
事業年度中の変動額						
新株の発行	34,737	34,737	34,737	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	△51,968	△51,968
当期純損失(△)	—	—	—	—	△4,151	△4,151
事業年度中の変動額合計	34,737	34,737	34,737	—	△56,119	△56,119
2022年3月31日残高	305,619	205,619	205,619	6,250	824,625	830,875

	株主資本		
	自己株式	株主資本 合計	純資産合計
2021年4月1日残高	△479	1,326,479	1,326,479
会計方針の変更による累積的影響額	—	1,800	1,800
会計方針の変更を反映した当期首残高	△479	1,328,279	1,328,279
事業年度中の変動額			
新株の発行	—	69,475	69,475
剰余金の配当	—	△51,968	△51,968
当期純損失(△)	—	△4,151	△4,151
事業年度中の変動額合計	—	13,355	13,355
2022年3月31日残高	△479	1,341,635	1,341,635

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

関係会社株式 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・原材料・貯蔵品及び一部の製品 主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

製品・仕掛品 主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりあります。

建 物 10～50年

機械及び装置 2～12年

② 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

② 受注損失引当金 受注契約に係る案件のうち、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ当該損失を合理的に見積もることが可能なものについて、将来の損失に備えるため、その損失見積額を計上しております。

③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する時点）は以下のとおりであります。

①一時点で充足される履行義務

当社では、主に縫製品の販売及び縫製自動機の製造及び販売を行っております。このような商品及び製品の販売については顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転する期間が通常の期間である場合における国内の販売については、出荷時に収益を認識しております。

②有償受給取引に係る収益認識

顧客から原材料等を仕入れ、加工を行ったうえで当該顧客に販売する有償受給取引において、原材料等の仕入価格を除いた対価の純額で収益を認識しております。

③有償支給取引に係る収益認識

買い戻す義務を負っていない有償支給取引について、収益認識適用指針第104項及び第179項より、支給品の消滅を認識したうえで支給品の譲渡に係る収益を認識せず、「有償支給取引に係る負債」として負債を認識しております。

④一定の期間にわたり充足される履行義務

顧客との契約により他に転用できない財又はサービスを提供する場合において、受注から検収までに長期間を要する場合には、財又はサービスの履行義務の充足に係る進捗度に応じて収益を認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した製造原価が、予想される製造原価の合計に占める割合に基づいて行っております。契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができませんが、発生費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。ただし、収益認識適用指針第95項及び第98項に定める代替的な取扱いを適用し、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①繰延資産の処理方法

株式交付費…支出時に全額費用として処理しております。

②外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「収益認識に関する会計基準」等の適用

(1) 会計方針の変更の内容及び理由

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりであります。

①有償受給取引に係る収益認識

顧客から原材料等を仕入れ、加工を行ったうえで当該顧客に販売する有償受給取引において、従来は顧客から受け取る原材料等の仕入価格を含めた対価の総額を収益として認識しておりましたが、原材料等の仕入価格を除いた対価の純額で収益を認識する方法に変更しております。

②有償支給取引に係る収益認識

買い戻す義務を負っていない有償支給取引について、収益認識適用指針第104項及び第179項より、支給品の消滅を認識したうえで支給品の譲渡に係る収益を認識せず、「有償支給取引に係る負債」として負債を認識しております。

③一定の期間にわたり充足される履行義務

従来は、顧客との契約により他に転用できない財又はサービスを提供する場合において、顧客による検収の時点で収益を認識しておりましたが、受注から検収までに長期間を要する場合には、財又はサービスの履行義務の充足に係る進捗度に応じて収益を認識する方法に変更しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した製造原価が、予想される製造原価の合計に占める割合に基づいて行っております。契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができませんが、発生費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。ただし、収益認識適用指針第95項及び第98項に定める代替的な取扱いを適用し、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

なお、当該会計方針の変更は遡及適用しております。

(2) 計算書類の主な項目に対する影響額

当事業年度の期首における繰越利益剰余金が1,800千円増加しております。また、損益に与える影響は軽微であります。

(3) 会計方針の変更に伴う表示方法の変更

前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、「売掛金」及び「契約資産」にそれぞれ区分表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

受注損失引当金及び一定期間にわたり計上する収益

①当事業年度の計算書類に計上した金額

受注損失引当金 11,530千円

履行義務の充足に係る進捗度に応じて認識する収益 204,824千円

(うち当期末時点において履行義務を完全に充足していない金額) 30,995千円)

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 4. 会計上の見積りに関する注記」に記載した内容と同一であります。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

連結計算書類「連結注記表 4. 会計上の見積りに関する注記」に記載した内容と同一であります。

4. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期を正確に予測することは困難な状況にありますが、当事業年度以降も一定期間にわたり感染拡大の影響が継続するものの、当社の事業活動に与える影響は限定的であると仮定して、会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響は、いまだ不確実な要素もあるため、状況に変化が生じた場合には、翌事業年度以降の当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建 物 48,664千円

② 担保に係る債務

短 期 借 入 金	150,000千円
1 年 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金	34,032千円
長 期 借 入 金	26,572千円
計	210,604千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 209,175千円

(3) 保証債務

関係会社のリース会社に対する債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。

Matsuya R&D (Vietnam) Co.,Ltd. 49,616千円

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

短 期 金 銭 債 権	475,793千円
短 期 金 銭 債 務	102,284千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高		
売	上	高 1,891,649千円
仕	入	高 87,147千円
営業取引以外の取引による取引高		3,050千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	89	89	－	178

(変動事由の概要)

増加の内訳は、次のとおりであります。

2021年10月1日付で行った、普通株式1株につき2株の割合の株式分割による増加 89株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	1,096	千円
賞与引当金	4,722	千円
受注損失引当金	3,512	千円
見本品費	3,684	千円
退職給付引当金	20,536	千円
棚卸資産の評価減	29,630	千円
減価償却費	8,984	千円
その他	3,410	千円
繰延税金資産小計	75,578	千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△75,377	千円
評価性引当額小計	△75,377	千円
繰延税金資産合計	200	千円

繰延税金負債

未収還付事業税	101	千円
その他	99	千円
繰延税金負債合計	200	千円
繰延税金資産の純額	－	千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(※1)	科目	期末残高(※1)
子会社	Matsuya R&D (Vietnam) Co.,Ltd.	所有直接 100.00 %	当社材料の製造販売 当社製品の仕入 役員の兼任 金銭の貸付 リース債務に対する債務保証 子会社への出資	材料の販売(※2)	1,850,939	売掛金 未収入金	193,812 3,589
				資金の貸付(※3)	219,780	短期貸付金	244,780
				債務保証(※4)	49,616	—	—
				出資の引受(※5)	454,725	—	—
	Matsuya R&D (Myanmar) Co.Ltd	所有直接 100.00 %	当社製品の部品加工 役員の兼任	製品の仕入(※2)	80,359	買掛金	96,687

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含んでおります。
- 取引条件及びその決定方針については、市場価格等を勘案し双方協議の上、決定しております。
- 資金の貸付については、利率は市場金利及び貸付先の財政状況を勘案して双方協議の上、決定しております。
- 子会社のリース取引に係るリース債務に対して債務保証を行っております。
- 子会社の設備投資に伴う資金需要に対し、追加出資を行ったものであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 254円33銭

1株当たり当期純損失 0円79銭

(注) 当社は2021年10月1日付で普通株式1株に対し普通株式2株の割合で株式分割を行いました。

1株当たり情報の各金額は、当事業年度の期首に株式の分割をしたと仮定して算定しております。

11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表 10.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載していますので、注記を省略しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社松屋アールアンドディ
取締役会 御中

三優監査法人

大阪事務所

指 定 社 員	公認会計士	鳥 居 陽
業 務 執 行 社 員	公認会計士	米 崎 直 人

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社松屋アールアンドディの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社松屋アールアンドディ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

他の記載内容

他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するため経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書曰までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 膜本

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社松屋アールアンドディ
取締役会 御中

三優監査法人

大阪事務所

指 定 社 員	公認会計士 鳥 居 陽
指 定 社 員	公認会計士 米 崎 直 人

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社松屋アールアンドディの2021年4月1日から2022年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

株式会社松屋アールアンドディ 監査役会

常勤監査役（社外） 田 中 正 一 印

監 査 役（社外） 錦 見 光 弘 印

監 査 役（社外） 漆 間 圭 吾 印

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は財務体質の強化に加えて事業拡大のため、内部留保の充実等を図ったうえで、事業に応じて適正に利益還元することを経営の重要課題の一つとして位置づけております。当期の期末配当につきましては、一株当たり5円にしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円

総額 26,376,110円

(3) 剰余金の配当の効力発生日

2022年6月30日

第2号議案 定款の一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりとなります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p><u>第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p style="text-align: right;"><削除></p>
<p><新設></p>	<p>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</p> <p><u>第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとすることができる。</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>附則</u></p> <p><u>第1条 変更前定款第15条の規定の削除および変更後定款第15条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める施行日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。</u></p> <p>3 <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上

〈メモ欄〉

株主総会会場ご案内図

ハピリン 3階ハピリンホール

福井市中央1丁目2番1号 電話 (0776) 20-2901



【交通のご案内】

JR福井駅（西口）より徒歩で 約1分

【最寄駐車場のご案内】

- ① ハピリン地下駐車場B1F：入口はハピリン南側です。
- ② 福井県西口地下駐車場：入口は放送会館前です。
- ③ パーク23：入口は福井中央郵便局前です。